

能代市環境マネジメントシステム 運用書

(能代市役所地球温暖化対策実行計画)

平成19年3月

(令和6年3月改訂)

能代市

はじめに

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは私たちの生活を豊かにし、便利で快適な生活を維持してきましたが、その一方で、地球温暖化や水質汚濁、廃棄物の増加など、環境に大きな負担をかけてきました。

日本の地域環境行政は、このような状況を反映して、1970年代以降、公害対策や自然保護を中心とする環境政策に取り組んでまいりました。さらに、1990年代に入ると国の環境基本法制定や環境基本計画策定に呼応して、地域独自の環境基本計画の策定や一事業者としての率先実行計画、ローカルアジェンダなどを策定する自治体が増えてまいりました。また、「京都議定書」の採択を受け、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は温室効果ガスの排出量を削減する計画の策定が義務づけられております。

本市においては、平成19年度から環境自治体会議のL A S－Eを基準とした環境マネジメントシステムの運用により、本市の環境施策や職員の環境意識の向上に取り組んでまいりました。その結果、事務事業における環境に配慮した取り組みは定着できたと考えられるため、平成27年度から本市独自の運用に移行することとしました。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（平成22年4月1日施行）により、本市及び本市教育委員会が特定事業者として指定を受けたことから、この法律に基づく取り組みについても一体的な運用ができる計画としております。

平成26年度から市役所新庁舎の建築事業が行われ、エネルギーの使用状況が大幅に変わることから、前削減項目設定期間（平成27～30年度）では暫定的な運用としておりましたが、新庁舎が平成29年1月4日、改修後の第一庁舎が、同年10月1日にそれぞれ供用開始となり、現執務体制に移行しております。

本市において環境施策を進めるに当たり、今後も能代市環境マネジメントシステムを活用し、地球温暖化の防止や環境保全に向けた取り組みを推進してまいります。

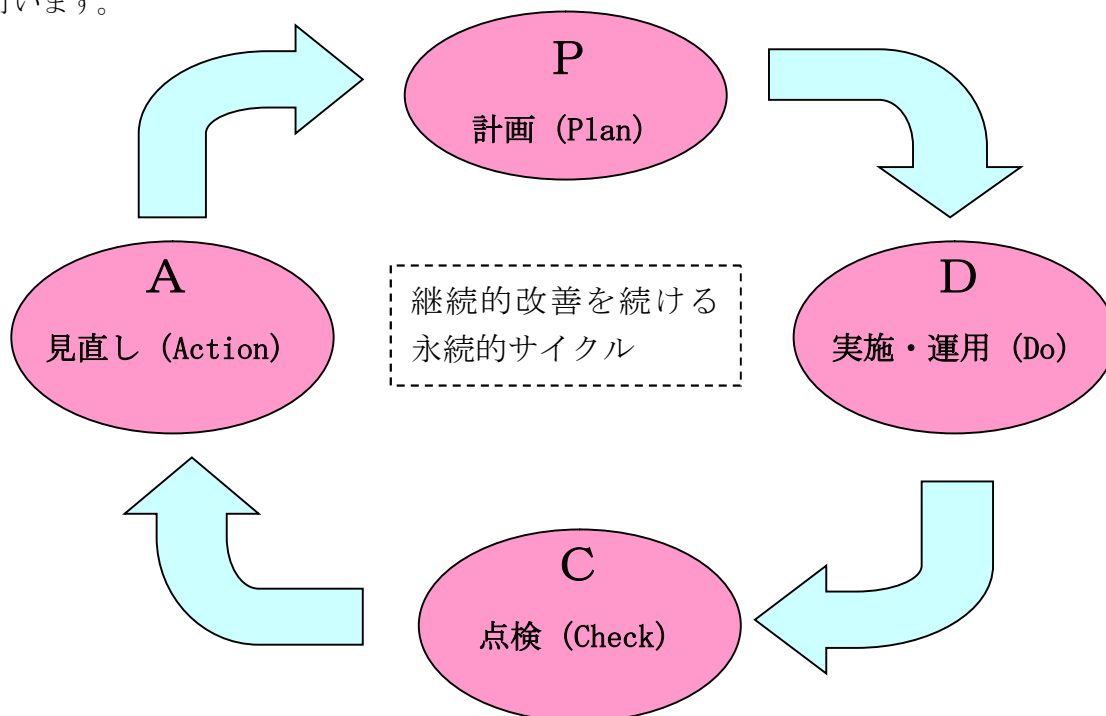
目 次

1	環境マネジメントシステムについて	1
2	能代市環境マネジメントシステムの概要	2
	(1) 目的	
	(2) 環境方針	
	(3) 対象範囲	
	(4) 対象とする温室効果ガス	
	(5) 目標設定期間等	
3	二酸化炭素排出量の状況、本システムの運用目標等	4
	(1) 基準年度の二酸化炭素排出量	
	(2) 運用目標	
	(3) 環境基本計画重点施策指標目標	
4	具体的な取り組み内容	7
	(1) 事務事業活動における環境配慮行動	
	(2) 公用車の適正利用等	
	(3) 業者に対する環境配慮の要請	
	(4) 環境に関する研修等	
5	システムの推進組織・監視体制	11
	(1) 推進組織・監査体制	
	(2) それぞれの役割	
6	環境監査の実施	17
7	実施状況の公表等	17
	(1) 実施状況の公表	
	(2) 環境に関する情報提供	
8	システムの見直し	17
	(1) 取り組み内容の見直し	
	(2) 目標の見直し	
参考資料		
1	前計画期間における二酸化炭素排出量の状況	18
2	再生可能エネルギー等導入状況	19
3	能代市環境マネジメントシステムの運用に関する規程	20

1 環境マネジメントシステムについて

環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）

EMSとは、環境配慮の観点から環境改善を継続的に行うために、組織の活動を体系的、効率的、効果的に運用することです。事業活動による環境への影響を把握し、環境配慮の方針や計画を立て（Plan）、その実現に向けた環境配慮を実行し（Do）、その達成度を点検し（Check）、見直し・改善する（Action）というPDCAサイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制及び取り組みを行います。



4つのプロセスの繰り返しによって環境マネジメントシステムが運用されます。

2 能代市環境マネジメントシステムの概要

(1) 目的

能代市環境マネジメントシステムは、市が取り組む環境施策の監視や市の施設における事務事業活動での環境配慮に取り組み、運用状況の把握・改善をPDCAサイクルに基づいて行う仕組みです。地域の望ましい将来像や目標を設定した上で、これを実現するための対策を総合的・体系的に実行、評価し、見直す環境マネジメントシステムの運用を行います。

さらに、このシステム運用書は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条により、地方公共団体に策定が義務づけられた、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する実行計画を兼ねることとし、能代市役所の「地球温暖化対策実行計画」として、本市の温暖化防止対策を推進します。

(2) 環境方針

環境方針は、環境面での取り組みの基本となる方針です。目標設定のための枠組みを提供する全体的な環境に関連する意図及び原則についての組織による声明となります。

環境方針は、能代市環境基本条例の前文、基本理念及び基本方針で構成します。

(3) 対象範囲

システムの対象範囲は、市が行う事務事業すべてに適用します。

ただし、指定管理者制度導入施設については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく項目のみ適用します。

(4) 対象とする温室効果ガス

法律で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）のうち、市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素のみ対象とします。

(5) 目標設定期間等

目標設定期間は、平成30年を基準年とし、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、環境基本計画の推進に関するものは、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

環 境 方 針

環境基本条例（平成 18 年条例第 117 号 前文）

わたしたちのふるさと能代は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、そして豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山地や奥羽山脈に連なる美しい山々をのぞみ、天然秋田杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪県立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれている。これまで、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統のある文化、風土が育まれ、さらには、次世代の活力と発展につながる基盤も着実に築かれてきた。

しかしながら、経済の成長は、わたしたちの生活を豊かにし利便性を高めたが、一方では環境への負荷を増大させ地域の環境のみならず、地球環境規模にまで影響を及ぼしている。

もとより、わたしたちは、健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、健康で文化的な生活を営む権利とその環境を次世代に引き継ぐ責務を有するとともに、わたしたちが限りある環境の中で、自然と共生しながら生活をしていく上で、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、わたしたちは、共に参加し、互いに協力し合い、ふるさとの健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いとやすらぎのある快適な住み良い環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

基本理念（第 3 条）

- ①環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければならない。
- ②環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- ③環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- ④地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

基本方針（第 7 条）

市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- ①大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、生活環境を保全し、及び自然環境を適正に保全すること。
- ②生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- ③優れた自然環境と伝統に育まれた歴史的な環境その他潤いとやすらぎをもたらす社会的環境を保全し、創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- ④廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- ⑤市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

上記を実現するために、環境マネジメントシステムを整備・確立し、環境側面及び経済性、技術的可能性を考慮して、目標を定めるとともに、社会情勢を考慮し、これらを定期的に見直します。また、環境方針を全職員に配布して周知させるとともに、職員の教育、啓発に努め、環境意識の向上を図ります。さらに本方針をはじめ、環境マネジメントシステムに係る情報を、広く内外に公表します。

2006年3月21日
能代市

3 二酸化炭素排出量の状況、本システムの運用目標等

(1) 基準年（平成30年1月～12月）の二酸化炭素排出量

市の事務事業活動に伴い排出された二酸化炭素排出量は、平成30年で9,582,248.9トンとなっています。そのうち、電気の割合が約77%、灯油が約18%を占めています。また、組織別では、排出量の多い順に「学校・調理場等」（約35%）、「能代地域の施設（福祉施設等）」（約22%）、「生涯学習・スポーツ施設等」（約15%）となっています。

○平成30年二酸化炭素排出量の状況

【項目別】

区分	項目	使用量	①二酸化炭素 排出量(t-CO ₂)	割合 (%)
施設	電気	14,241,111(kWh)	7,377	77.0
	灯油	683,691(L)	1,702	17.8
	A重油	57,240(L)	155	1.6
	都市ガス	12,783(m ³)	32	0.3
	液化石油ガス (LPG)	8,074(m ³)	53	0.5
公用車	ガソリン	64,165(L)	149	1.6
	軽油	44,293(L)	114	1.2
合 計			9,582	100.0

【組織別】

組 織	①二酸化炭素 排出量(t-CO ₂)	割合 (%)
本庁舎等	651	6.8
能代地域の施設（福祉施設等）	1,860	19.4
二ツ井町庁舎・二ツ井地域の施設	681	7.1
下水道（終末処理場等）	2,439	25.4
学校・調理場等	2,651	27.7
生涯学習・スポーツ施設等	1,300	13.6
合 計	9,582	100.0

(2) 運用目標

市の事務事業活動に伴う二酸化炭素排出量に関し、国で示した、2030年度における2013年度（平成25年度）比で50%の削減に向けて、それに直接的・間接的に関わる項目について、下記のとおり運用目標を設定しています。

また、現状の執務室の配置が平成29年10月に始まったことから、平成30年1月～12月の活動実績を基準として設定しております。

なお、社会情勢の変化や環境監査の結果により、必要に応じて内容の見直しを行います。

基準年：平成30年（1月～12月）

設定期間：令和6年度から令和10年度まで（5年間）

◆運用目標◆

No	項 目	目標値
1	二酸化炭素排出量	50%以上の削減
2	電気使用量	50%以上の削減
3	灯油使用量	50%以上の削減
4	A重油使用量	50%以上の削減
5	都市ガス使用量	50%以上の削減
6	液化石油ガス(LPG)使用量	50%以上の削減
7	ガソリン使用量	50%以上の削減
8	軽油使用量(除雪車・トラックを除く)	50%以上の削減
9	水道使用量	2.5%以上の削減
10	事務用紙使用量	2.5%以上の削減
11	燃えるごみ・燃えないごみ排出量 ※	2.5%以上の削減

※ 廃棄物に関する目標は、計量が可能な本庁舎、二ツ井町庁舎、保健センター内の実行部門のみとします。

(3) 環境基本計画重点施策指標目標

能代市環境基本計画の計画期間については、平成30年度から令和9年度までの10年間としており、そのうち重点環境施策で定める指標目標については、令和4年度までの実績を踏まえて令和5年3月に中間見直しを行っています。本計画の進捗状況については、このシステムにおいて管理することとしています。

計画期間：令和5年度から令和9年度まで（5年間）

項 目		現 況		目標値	達成率	
		数 値	年 度			
1 貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます						
1-1	米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を他に誇れると思う市民の割合（市民意識調査）	63.8%	H28	85.0%	75.0	122.9
1-2	環境学習講座（環境大学・こども環境探偵団）参加人数(延べ人数)	256人	H28	150人以上	170.7	
2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます						
2-1	地元産の農産物は安全でおいしいと思う市民の割合（市民意識調査）	80.8%	H28	90.0%	90.0	76.4
2-2	学校給食で使用している野菜類のうち秋田県産の割合(重量比)	43.9%	H27	70.0%	62.7	
3 安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます						
3-1	水道普及率	90.7%	H27	90.0%	100.8	96.9
3-2	汚水処理人口普及率	70.7%	H28	76.0%	93.0	
4 循環型社会の形成に取り組みます						
4-1	1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）	527g	H28	500g	94.9	71.4
4-2	資源リサイクル関連企業の新設・増設数	4件	H27	7件	57.1	
4-3	リサイクル率	8.11%	H28	12.0%	67.6	
4-4	たい肥化を含む生ごみの資源化に取り組む市民の割合（市民意識調査）	13.2%	H28	20.0%	66.0	
5 温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます						
5-1	市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減	0.6%	H27 (基準年H25)	3.0%以上	20.0	20.0
6 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます						
6-1	クリーンパートナー登録団体数	28団体	H28	30団体以上	93.3	85.7
6-2	春のクリーンアップ参加人数割合（全人口比）	3.9%	H29	5.0%以上	78.0	

4 具体的な取り組み内容

(1) 事務事業活動における環境配慮行動

職場において、省エネルギー、省資源、ごみの減量、リサイクル、グリーン購入などを実施し、事務事業活動における環境配慮行動を実践しましょう。

①省エネルギー、省資源の推進

ア 照明器具の適正使用

- ・ 不要な照明は消灯し、業務に差し支えない程度に間引きを行う。
- ・ 始業前、昼休みには、市民サービスに支障のない範囲で消灯する。
- ・ 事務の効率化に努め、時間外勤務を縮減するとともに、ノー残業デーを推進する。
- ・ 時間外勤務の時は、使用していないスペースの消灯を徹底する。
- ・ トイレ、廊下、階段、会議室、倉庫等は、必要な場合のみ点灯する。

イ O A機器の適正使用

- ・ パソコン、コピー機等の省電力モード等を積極的に活用する。
- ・ 長時間使用しない場合は、パソコン等の電源を切る。
- ・ 退勤時、パソコンやプリンター等の電源は忘れずに切る。
- ・ O A機器の更新、導入時には、電力消費量の少ない製品を選択する。

ウ 冷暖房の適正管理

- ・ 冷暖房は適正な温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）に設定する。
- ・ 窓の開閉、ブラインド、カーテン等を活用する。
- ・ 冷暖房に頼りすぎない服装（クールビズ・ウォームビズ）を励行する。
- ・ 人がいない場合は冷暖房機器を消し、状況に応じて出力を抑えるなど無駄のないよう努める。
- ・ 個人用の扇風機やストーブの使用を制限する。ただし、冷暖房設備がない場所や時間外を除く。

エ エレベーターの適正使用

- ・ エレベーターがある施設において、荷物の運搬、来客の案内、その他身体上の障害など特別な理由がある時以外、職員のエレベーター使用を控える。

オ ガス器具の適正使用

- ・ 給湯器やガスコンロの使用は、無駄のないよう適正に使用する。

カ 省エネルギー設備等導入の推進

- ・ L E D照明、人感センサー、高効率空調設備等省エネルギー設備の導入を推進する。
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入を推進する。
- ・ 新築、改築及び改修時には、建物の断熱構造化を推進する。

キ 水使用量の削減

- ・ 食器類の洗浄、洗車等の際には、節水に努める。
- ・ 水道の蛇口をきちんと閉め、水の出しっぱなしをなくす。
- ・ 蛇口等の水漏れを発見した場合は、速やかに修理する。

ク その他

- ・ 省エネ法に基づくエネルギー管理標準を遵守し、エネルギー使用の合理化を推進する。

②事務用紙使用量の削減

- ・電子掲示板やEメールを活用し、文書等のペーパーレス化に努める。
- ・文書や資料等は、両面印刷・両面コピーや縮小印刷・縮小コピーを徹底する。
- ・刊行物等はページ数、部数を精査し、必要最小限に抑える。
- ・会議資料等は簡素化に努め、簡易な訂正は、二本線で修正するなど、「見え消し」対応を行う。
- ・回覧や文書管理システム等により資料の共有化を図り、個人資料の保有を削減する。
- ・次に使用する人がミスコピーをしないよう、コピー機使用後は設定をリセットする。
- ・片面印刷済みの用紙は、個人情報等を除き裏面利用又はメモ用紙等に再利用する。
- ・使用済み封筒は、事務用袋等として再利用する。

③ごみの減量及びリサイクルの推進

- ・リサイクルボックスや分別のごみ箱等を活用し、ごみの分別排出を徹底する。
- ・個人情報等を除き両面使用済みの廃棄文書、チラシ類、新聞、本、ダンボール等は、リサイクルに出す。
- ・缶・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック類は、資源ゴミとして分別し、リサイクルに出す。
- ・使い捨て製品の購入を自粛する。
- ・詰め替え、リサイクル可能な製品を優先して購入し、長期利用に努める。
- ・使用済みのファイル等の事務用品は保管し、繰り返し使用する。
- ・不要な物品があるときは、電子掲示板等で呼びかけ、有効利用を図る。
- ・使用頻度の低い物品は共有化し、有効利用を図る。
- ・物品購入時には、過剰包装は断り、梱包材や包装紙は納入業者に引き取ってもらうようにする。
- ・マイバッグの使用等で、レジ袋の使用削減に努める。
- ・市が主催するイベント等の来場者にごみの分別を呼びかける。

④グリーン購入の推進

- ・グリーンマーク、エコマーク等の表示がある環境に優しい製品を優先して購入する。
- ・コピー用紙等は、可能な限り古紙配合率の高い用紙を使用する。
- ・刊行物等は、可能な限り古紙配合率の高い用紙を使用する。また、大豆油インク等の植物性インクを使用する。
- ・パソコン等、電化製品を購入する際は、省エネタイプの製品を選択する。
- ・プリンターやコピー機のトナー等は、リサイクル可能な製品を選択する。

⑤フロン類使用機器の適正管理

- ・フロン類を使用したエアコン、冷凍冷蔵庫等を適正に管理する。

（２）公用車の適正利用等

自動車の利用による環境への影響を抑制しましょう。

①公用車の適正利用

- ・急発進、急加速、不要なアイドリングをしないなど、エコドライブを実践する。
- ・車のエアコンは控えめにする。
- ・必要以上の暖機運転はしない。
- ・タイヤの空気圧を適切に保つなど、点検・整備を行う。
- ・不要な荷物を積載しない。
- ・近距離の移動については、徒歩又は自転車の利用を心がける。
- ・公用車を使用する際は、相乗り使用を心がけ、合理的・効率的なルートを選択に努める。

②低公害車、低燃費車の導入

- ・公用車の更新や導入の際は、ハイブリッド車、電気自動車、低燃費かつ低排出ガスの自動車を選択するよう努める。

③マイカーの使用抑制（悪天候や身体上の障害がある場合を除く。）

- ・通勤距離がおおむね 2 km 以内の職員は、徒歩又は自転車での通勤を奨励する。
- ・ノーマイカーデーには、公共交通機関の利用や徒歩又は自転車での通勤に努める。

（３）業者に対する環境配慮の要請

庁舎・施設に常駐・出入りする業者に対し、環境配慮の要請を行いましょう。

①常駐する業者への要請

- 庁舎や施設に常駐・常在する業者へ、次のような環境配慮の協力を要請する。
- ・社用車の環境に配慮した運転の励行
- ・当該施設内において、市職員と同様の取り組み
- ・その他、業務、営業等にあたり、環境への配慮

②出入り業者への要請

- 庁舎や施設に出入りする業者へ、次のような環境配慮の協力を要請する。
- ・社用車の環境に配慮した運転の励行
- ・物品納入時の過剰包装の自粛、包装容器の持ち帰り
- ・使い捨て容器での弁当等の配達の自粛
- ・その他、業務、営業等にあたり、環境への配慮

(4) 環境に関する研修等

①職員研修等の実施

環境問題に対する職員の認識と理解を深めるとともに、システムを効果的に運用するため、職員研修や環境配慮に関する情報提供等を行う。

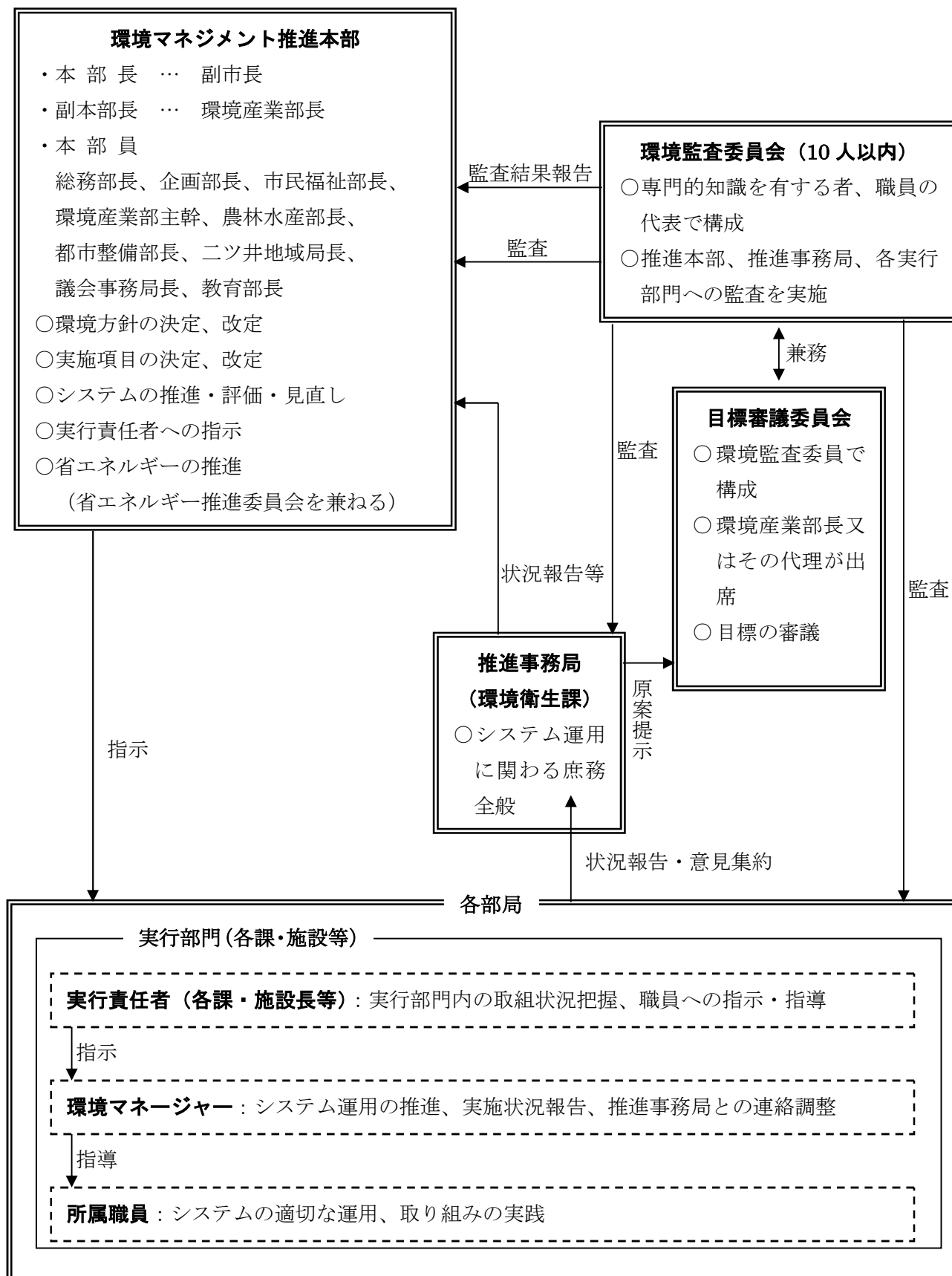
②講演会・地域活動等への参加

システムで実施する職員研修以外にも、環境に関するシンポジウム、講演会、地域活動等への積極的な参加を奨励する。国・県機関やNPO団体などが開催する講演会等の開催、地域の清掃活動や自然保護活動などの情報を収集・提供し、職員の積極的な参加を促進する。

5 システムの推進組織・監視体制

(1) 推進組織・監視体制

システムの推進組織・監視体制を以下のとおりとします。



(2) それぞれの役割

誰がどのような役割を担い、どのようにシステムを実施・運用していくかを示すとともに、目標の達成に向け、環境マネジメントを推進するための体制を整備します。

①環境マネジメント推進本部

環境マネジメント推進本部を設置し、目標の達成に向け、システムの適切な運用を推進します。また、定期的に推進会議を開催し、必要に応じてシステムの見直しを行います。

<主な役割>

- 環境方針を定め、必要があれば改定をする。
- 環境方針を庁内に掲示するとともに、全職員への周知徹底を図る。
- 環境マネジメントシステムを効果的に運用するための主な責任と権限及び責任者を決定し、実行部門への周知を図る。
- 環境監査、目標審議の業務に従事する人に対しては、必要な教育を行うか、能力を有する人を確保する。
- 環境マネジメントシステムの継続的な適切性、妥当性、有効性を確実にするために、定期的にシステムの実施状況を把握・確認し、評価・見直しを行う。ただし、社会情勢の変化、環境監査の結果等により必要と判断した場合は随時見直しを行う。
- 対象範囲に属する職員を対象に教育・訓練を実施する。
- 実行責任者及び環境マネージャーに対し、指示・指導を行う。

②実行部門（庁舎各課・各施設）

各課（局・所・室・施設）の長をシステム運用の実務的な実行責任者として、対象範囲に含まれる全施設・全職員を対象とします。組織の基本単位としてシステムの適切な運用を行い、環境マネジメントを推進します。

また、所属職員の中から実行責任者に指名された環境マネージャーは、環境マネジメントに率先して取り組み、実行部門におけるシステム運用の点検・評価等、内部監査的な役割を担います。

<実行責任者の主な役割>

- 推進本部からの連絡・指示事項について所属職員等への指示。
- 取り組み内容に関する職員への指導。
- 課内会議等による職員への環境教育。
- その他、実行部門における必要な取り組みの推進。

<環境マネージャーの主な役割>

- 環境マネジメントを率先して推進する。
- 四半期ごとに電気・ガス・A重油・灯油・ガソリン・軽油・水道・事務用紙等、エネルギー及び資源の使用量を集計し、事務局へ報告する。
- 推進本部会議での協議内容を所属職員に周知する。
- 会議資料を実行部門内で回覧し、所属職員に実施状況を周知する。
- 実行責任者の指示により、システムの運用に関する所属職員への指導。
- 実行部門におけるシステム運用の点検、評価等、内部監査的な役割も担う。
- 推進事務局との連絡調整。

③環境監査委員会

環境監査委員会は、専門的知識を有する者、市職員で構成され、取り組みの状況や目標の達成状況について監査し、結果を取りまとめて推進本部に報告します。

また、環境監査委員会は、環境監査の結果、取り組みが不十分と見られる事項等があった場合、推進本部に対し是正を勧告することができます。

④目標審議委員会

目標審議委員会は、環境産業部長又はその代理及び環境監査委員で構成され、目標を審議します。

また、目標以外の項目の内容、その他取り組み実施にあたり必要と思われる事項について意見具申を行うことができます。

⑤推進事務局

システムの推進・評価などに関わる必要な実務を遂行する推進事務局を設置します。

推進事務局は環境産業部環境衛生課をもって充てます。

<主な役割>

- 環境マネジメントシステムの実施状況、達成状況の集約や実行部門との連絡調整。
- 環境監査委員会や目標審議委員会との連絡調整及び会議開催に必要な実務。
- その他、システム運用に関わる庶務全般。

◆実行部門一覧◆

実行部門		実行責任者
総務部	総務課	課長
	総合防災課	課長
	財政課	課長
	契約検査課	課長
	税務課	課長
企画部	総合政策課	課長
	移住定住推進課	課長
	市民活力推進課	課長
	向能代地域センター	所長
	南地域センター	所長
	扇淵地域センター	所長
	檜山地域センター	所長
	鶴形地域センター	所長
	常盤地域センター	所長
市民福祉部	地域情報課	課長
	福祉課	課長
	子育て支援課	課長
	第一保育所	所長
	長寿いきがい課	課長
	能代ふれあいプラザ サンピノ	所長
	健康づくり課(保健センター)	課長
環境産業部	市民保険課	課長
	環境衛生課(一般廃棄物最終処分場含む)	課長
	斎場	環境衛生課長
	商工労働課	課長
	エネルギー産業政策課	課長
農林水産部	観光振興課	課長
	農業振興課	課長
	農業技術センター	所長
	ねぎ課	課長
都市整備部	林業木材振興課	課長
	都市整備課	課長
	道路河川課	課長
	水道課	課長
下水道課		課長
会計課		課長
議会事務局		次長
選挙管理委員会事務局		局長
監査委員事務局		局長
農業委員会事務局		局長

実行部門		実行責任者
二ツ井地域局	総務企画課	課長
	富根出張所	所長
	市民福祉課(二ツ井児童館・児童クラブ含む)	課長
	二ツ井子ども園	園長
	きみまち子ども園	園長
	高齢者ふれあい交流施設	園長
	環境産業課	課長
	建設課	課長
教育部	教育総務課	課長
	能代教育事務所	所長
	学校教育課	課長
	淳城西小学校	学校長
	淳城南小学校	学校長
	第四小学校	学校長
	第五小学校	学校長
	向能代小学校	学校長
	浅内小学校	学校長
	二ツ井小学校	学校長
	能代第一中学校	学校長
	能代第二中学校	学校長
	能代東中学校	学校長
	東雲中学校	学校長
	能代南中学校	学校長
	二ツ井中学校	学校長
	学校給食センター	所長
	生涯学習スポーツ振興課	課長
	二ツ井図書館	館長
	子ども館	館長

指定管理者制度導入施設に対しては、所管する実行部門が対象施設を運営する者に対し、二酸化炭素排出量削減のためエネルギー使用量等の実態把握を含め、環境活動への協力を要請する。

◆指定管理者制度導入施設一覧◆

所管する実行部門		指定管理者制度導入施設
福祉保健部	福祉課	能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる
	子育て支援課	能代松原ホーム
	長寿いきがい課	保坂福祉会館松寿園
		能代ふれあいデイサービスセンター
		能代市緑町デイサービスセンター
		能代市緑町グループホーム
		松籟荘
		白濤亭
環境産業部	商工労働課	能代工業団地交流会館
	観光振興課	能代市旧料亭金勇
	林業木材振興課	能代市毘沙門憩の森
		能代市技術開発センター
		能代市木の学校
二ツ井地域局	総務企画課	能代市道の駅ふたつ
	環境産業課	種梅ふるさとの家
		ブナの森ふれあい伝承館
	建設課	能代市富根地区簡易水道事業
		能代市仁鮎地区簡易水道事業
教育部	生涯学習・スポーツ振興課	能代市農林漁家婦人活動促進施設
		能代市中央公民館
		能代市文化会館
		能代市勤労青少年ホーム
		能代市働く婦人の家
		能代市立図書館
		能代市二ツ井公民館
		能代市二ツ井公民館二ツ井分館
		能代市総合体育館等スポーツ施設(23施設)

6 環境監査の実施

市の環境マネジメントシステムが、目標を達成するために適正に実行・維持されているか否かを環境監査の実施により検証します。環境監査は年度毎に1回実施するほか、必要に応じて臨時に実施します。

監査方法は、文書の提出又は環境監査委員の各実行部門への訪問により行うこととします。実行部門への訪問による監査の場合は、システムに関する書類（会議資料や報告書類等）の確認、現場目視（ごみの分別状況や節電の方法等）による取り組み状況の検査、職員へのインタビュー（省エネ・省資源など普段から気を付けていること等）により行います。

環境監査の結果は環境監査委員会が取りまとめ、取り組みが不十分と見られる事項等があった場合、環境監査委員会は推進本部に対し是正を勧告します。

7 実施状況の公表等

（1） 実施状況の公表

システムの実施状況や目標の達成状況等を、広報紙やホームページで公表します。

実行部門での取り組み状況などを公表し、目標については、目標値と達成状況（市役所事務分の二酸化炭素の排出量実績など）を取りまとめ、公表します。

（2） 環境に関する情報提供

システムの実施状況や監査結果の公表の他に、市の環境施策の内容や環境に関する計画等の情報を広報紙やホームページで発信します。

【環境に関連する計画の例】

環境基本計画、新エネルギービジョン、森林整備計画、生活排水処理整備構想、一般廃棄物処理基本計画等

8 システムの見直し

（1） 取り組み内容の見直し

取り組み状況の評価や環境監査の結果に基づき、推進本部会議において問題点や改善点を協議し、定期的に取り組み内容の見直しを行います。ただし、社会情勢の変化等により必要と判断した場合は随時見直しを行います。

（2） 目標の見直し

取り組み内容の見直しと併せて、必要に応じて目標の見直しも行います。

目標の見直しは、推進本部会議で協議しますが、内容を変更する場合は、目標審議委員会において、その内容が妥当かどうか審議します。

参考資料 1

前設定期間（令和元～4年度）における二酸化炭素排出量の状況

前計画期間の二酸化炭素排出量の増減は、小中学校の統廃合による対象施設の減少により電気等の排出量が減少していますが、スクールバスの運行等により軽油の排出量が増加しています。また、【組織別】の表から、道の駅ふたついが平成30年8月に新設したことから、二ツ井地域の施設の排出量が増加しています。

CO₂排出係数は平成30年実排出係数により算出し、以下の表のとおりとなっています。

基準年：平成30年

運用期間：令和元年度から令和4年度まで（4年間）

○前設定期間における二酸化炭素排出量の状況

【項目別】

（単位：t-CO₂）

項目	基準年 H30	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	増減 R4-H30
電気	7,377	7,359	7,250	7,323	7,313	△0.9%
灯油	1,702	1,781	1,806	1,730	1,682	△1.2%
A重油	155	218	146	164	172	11.0%
都市ガス	47	47	50	50	53	12.8%
液化石油ガス（LPG）	53	98	86	89	79	49.1%
ガソリン	149	141	130	131	142	△4.7%
軽油	114	129	120	139	132	15.8%
合 計	9,597	9,773	9,588	9,626	9,573	△0.3%

【組織別】

（単位：t-CO₂）

組 織	基準年 H30	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	増減 R4-H30
本庁舎等	651	579	579	571	584	△10.3%
能代地域の施設	1,860	1,678	1,634	1,659	1,630	△12.4%
二ツ井町庁舎・二ツ井地域の施設	681	1,109	1,033	991	1,080	58.6%
下水道（終末処理場等）	2,439	2,297	2,348	2,326	2,276	△6.7%
学校・調理場等	2,652	2,690	2,581	2,600	2,558	△3.5%
生涯学習・スポーツ施設等	1,314	1,420	1,413	1,479	1,445	10.0%
合 計	9,597	9,773	9,588	9,626	9,573	△0.3%

参考資料 2

再生可能エネルギー等導入状況

市では、二酸化炭素排出量の削減や避難施設の電源を確保するため、公共施設において太陽光発電等の再生可能エネルギー設備等の導入を進めています。平成30年度までの主な導入状況は以下のとおりです。

○市施設の再生可能エネルギー等の主な導入状況

No.	施設名	導入設備				導入年度
		太陽光発電	蓄電池	ソーラー LED 街路灯	その他	
1	常盤小中学校	10kw				H15
2	在宅障害者支援施設「とらいあんぐる」	20kw				
3	養護老人ホーム松籟荘	40kw			太陽熱温水システム	H16
4	子ども館	15kw			LED 照明	H23
5	市営住吉住宅	9.9kw		18基		H24
6	文化会館	10kw	15.0kwh	2基		
7	崇徳小学校	5kw	6.4kwh			
8	能代第一中学校	5kw	6.4kwh			
9	能代第二中学校	5kw	6.4kwh			
10	能代東中学校	5kw	6.4kwh			H25
11	二ツ井町庁舎	10kw	15.0kwh			
12	淳城西小学校	5kw	6.4kwh			
13	淳城南小学校	5kw	6.4kwh			
14	第四小学校	5kw	6.4kwh			
15	浅内小学校	5kw	6.4kwh			H26
16	二ツ井小学校	5kw	6.4kwh			
17	能代南中学校	5kw	6.4kwh			
18	二ツ井中学校	5kw	6.4kwh			
19	第五小学校	5kw	6.4kwh			
20	向能代小学校	5kw	6.4kwh			
21	朴瀬小学校	5kw	6.4kwh			
22	竹生小学校	5kw	6.4kwh			
23	鶴形小学校	5kw	6.4kwh			
24	常盤小中学校	—	15.0kwh			
25	東雲中学校	5kw	6.4kwh			
26	小中学校 18 二ツ井町庁舎 1			19基		H28
27	市営松山町住宅	10kw				
28	能代市役所新庁舎	10kw				
	合 計	219.9kw	153.8kwh	39基		

<太陽光発電による CO₂ 排出削減量>

太陽光発電により、二酸化炭素排出量を年間約107トン削減できる見込みで、市の二酸化炭素排出量に対して、約1%の削減効果があります。

※太陽光発電設備1kw当たりの年間発電量を「940kwh」、CO₂排出係数を平成30年度東北電力 CO₂実排出係数「0.000518 t-CO₂/kWh」で試算。

年間 CO₂ 排出削減量 : 219.9kw×940kwh×0.000518=107.07 (t-CO₂)

参考資料 3

能代市環境マネジメントシステムの運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地球的規模の環境問題の解決に向けて、市自らが事業者として率先して環境保全に取り組み、市の環境施策の監視や進行状況の把握・改善を行う能代市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(システムの実施方法)

第2条 システムの実施に当たっては、環境問題の解決に向けて取り組む項目(以下「実施項目」という。)について、市の目標を設定し、その取組状況について評価し、見直しを行うものとする。

(適用対象)

第3条 システムは、市の機関に適用する。

(組織)

第4条 システムの適切な運用を図るため、環境マネジメント推進本部、実行部門及び推進事務局を置く。

(環境マネジメント推進本部)

第5条 環境マネジメント推進本部(以下「推進本部」という。)は、次の者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 市民福祉部長
- (5) 環境産業部長
- (6) 環境産業部主幹
- (7) 農林水産部長
- (8) 都市整備部長
- (9) 二ツ井地域局長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には環境産業部長をもって充てる。

4 本部長は会務を総理し、副本部長は本部長を補佐するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境方針の決定及び改定に関すること。
- (2) 実施項目の決定及び改定に関すること。
- (3) 環境方針の周知徹底並びに教育及び訓練に関すること。
- (4) システムの運用に関する評価及び見直しに関すること。
- (5) 環境監査委員会からの是正勧告に対する措置を講じること。
- (6) 省エネルギーの推進に関すること。

(7) その他システムの運用に関し、必要な指示を行うこと。

(実行部門)

第6条 実行部門は、システムの対象となる課等及び施設等とする。

2 実行部門に実行責任者を置き、課等の長及び施設等の長をもって充てる。

3 実行責任者は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 推進本部からの連絡及び指示事項の所属職員に対する指示に関すること。

(2) 所属職員に対する教育及び指導に関すること。

(3) その他実行部門におけるシステムの運用に必要な取組の推進に関すること。

4 実行部門に環境マネージャーを置き、所属職員のうちから実行責任者が指名する者をもって充てる。

5 実行部門の所属職員が実行責任者のみの場合は、実行責任者が環境マネージャーを兼務するものとする。

6 環境マネージャーは、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 各実行部門でシステムを率先して推進すること。

(2) 運用の点検、評価等内部監査的な役割を担うこと。

(3) システムの運用に必要な調査に関すること。

(4) 事務局との連絡及び調整に関すること。

7 実行部門の所属職員は、システムの運用にあたり、適切な取組を行う。

(推進事務局)

第7条 推進事務局（以下「事務局」という。）は、環境産業部環境衛生課に置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) システムの運用状況の集約及び実行部門との連絡調整に関すること。

(2) 環境監査委員会及び目標審議委員会との連絡調整並びに会議の開催に関すること。

(3) その他システムの庶務全般に関すること。

(環境監査委員会)

第8条 システムの実施状況を監査するため、環境監査委員会を置く。

2 環境監査委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 専門的知識を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 環境監査委員会に主任監査委員及び副主任監査委員を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 主任監査委員は環境監査委員会の会務を総理し、副主任監査委員は主任監査委員を補佐するほか、主任監査委員に事故があるときは、その職務を代理する。

6 環境監査委員会の会議は、主任監査委員が招集し、主任監査委員がその議長となる。

(環境監査)

第9条 環境監査委員会は、次の事項について監査を行い、その結果を推進本部に報告する。

(1) 市の目標の達成状況に関すること。

(2) 実施項目の取組状況に関すること。

(3) その他システムの運用に関すること。

2 環境監査委員会は、推進本部に対し、環境監査の結果、取組が不十分な項目等については是正を勧告することができる。

(目標審議委員会)

第10条 システムの市の目標を決定するため、目標審議委員会を置く。

2 目標審議委員会は、第8条の環境監査委員会の委員をもって構成する。

3 委員の任期は、環境監査委員会の委員の任期とする。

4 目標審議委員会に委員長及び副委員長を置き、主任監査委員及び副主任監査委員をもって充てる。

5 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐するほか、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 目標審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(目標の設定)

第11条 目標審議委員会は、システムの市の目標を設定し、その結果を推進本部に報告する。

2 前項の市の目標の設定に当たっては、目標審議委員会の会議に環境産業部長又はその代理の者を出席させるものとする。

3 目標審議委員会は、市の目標以外の実施項目について意見具申を行うことができる。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(能代市環境管理システムの運用に関する要綱の廃止)

2 能代市環境管理システムの運用に関する要綱（平成18年能代市訓令第58号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に旧訓令第11条の規定による環境監査委員会の委員である者は、第9条の規定による環境監査委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされた者の任期は、旧訓令の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

能代市環境マネジメントシステム

発行：能代市環境産業部環境衛生課（推進事務局）

TEL：0185－89－2173

FAX：0185－89－1769

E-mail：kankyo@city.noshiro.lg.jp